

コーポレートガバナンス

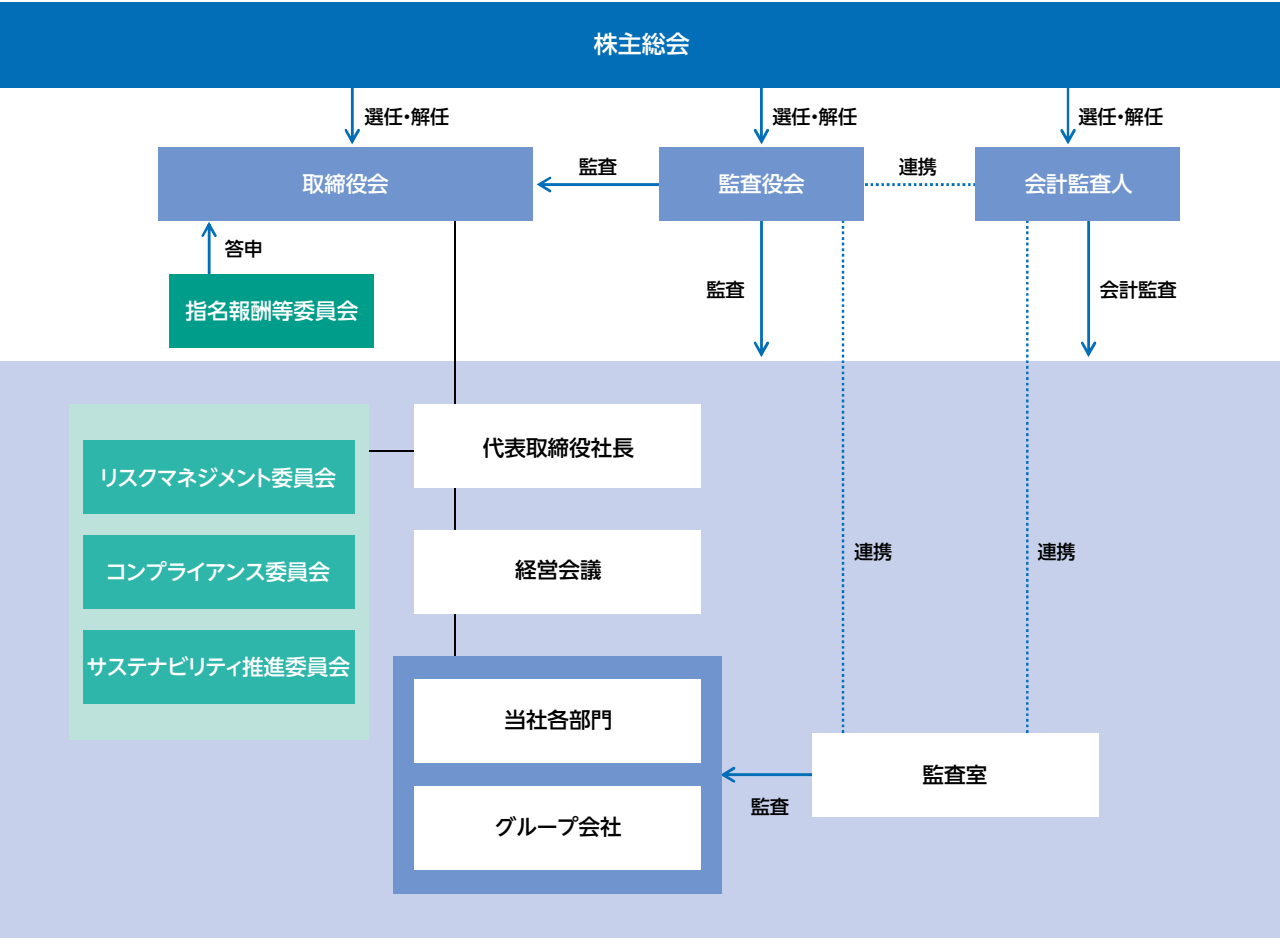
コーポレートガバナンスの基本方針と体制

アルバックは、「アルバックグループは、互いに協力・連携し、真空技術及びその周辺技術を総合利用することにより、産業と科学の発展に貢献することを目指す」との経営基本理念のもと、企業価値を中長期的に向上させるため、コーポレートガバナンスの充実に努めています。このような観点から、株主のみならず、取引関係者、地域社会、従業員その他当社事業活動に関連する様々なステークホルダーの利益を尊重するとともに、企業倫理及び法令遵守を徹底させつつ競争力のある効率的な経営を行うことを重視しています。

機関設計の概要

- 監査役会設置会社
- 特に重要な機関として、取締役会、経営会議、監査役会、指名報酬等委員会等を設置
- 執行役員制度を導入

コーポレートガバナンス体制



各会議体の概要

取締役会

構成	社内取締役2名、独立社外取締役4名	経営上重要な事項についての意思決定を行う機関です。毎月1回の定時開催に加え、機動性確保の観点から必要に応じて臨時開催を行っています。過半数が独立社外取締役で構成されており、経営上重要な事項についての迅速で効率的な判断とともに、公正中立で透明性の高い審議及び業務執行の監督を実現しています。
議長	社長	
開催回数	月1回(必要に応じて臨時開催)	
主な議論の内容		・中期経営計画、単年度計画、決算(配当を含む) ・サステナビリティ、リスクマネジメント、コンプライアンス

指名報酬等委員会

構成	社内取締役1名、独立社外取締役4名、独立社外監査役2名	取締役及び執行役員の指名や報酬等の、特に客観的な判断が要求される重要事項についての議論を行う取締役会の任意の諮問機関です。このような機関を設置する体制により、経営上特に重要な事項についてより公正中立で透明性が高い審議を実現し、取締役会の実効性を高めています。
委員長	社外取締役	
開催回数	年5回	
主な議論の内容		・取締役及び執行役員の選解任・報酬内容(個人評価を含む) ・社長後継者計画

監査役会

構成	常勤監査役2名、独立社外監査役2名	経営判断及び業務執行の監査・監督機関です。監査役と独立性を保障された監査室や会計監査人との緊密な連携、取締役会や経営会議をはじめとする重要な会議への監査役の出席と意見陳述、代表取締役との定例会議等により、監査・監督機能の実効性を確保しています。このような体制により、各監査役が十分な情報を取得しつつ、厳正かつ公正中立で透明性が確保された監査・監督機能の発揮を実現しています。
議長	常勤監査役	
開催回数	月1回	

経営会議

構成	社内取締役2名、執行役員17名	取締役会の決定した経営方針に基づいて重要な業務執行に関連する事項について審議を行う機関として、社内取締役及び執行役員より構成される経営会議を設置し、毎月1回の定時開催を行うとともに必要に応じて臨時開催を行っております。
議長	社長	
開催回数	月1回(必要に応じて臨時開催)	

リスクマネジメント委員会

委員長	社長	リスクマネジメント体制の運用についての情報の共有化と検証を行う機関として、社長を委員長とし、リスク毎の主管部署より構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、年2回の定時開催を行っております。
開催回数	年2回	

コンプライアンス委員会

委員長	社長	コンプライアンス違反抑止に向けた取り組みの検討及び内部通報への対応を行う機関として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、年2回の定時開催を行うとともに必要に応じて臨時開催を行っております。
開催回数	年2回(必要に応じて臨時開催)	

サステナビリティ推進委員会

委員長	サステナビリティ担当執行役員	サステナビリティに関する目標設定・進捗管理、方針の検討、重要テーマへの取り組みなどについての検討を行う機関として、サステナビリティ担当執行役員を委員長とし、社内取締役、執行役員及び部署長より構成されるサステナビリティ推進委員会を設置し、年2回の定時開催を行っております。
開催回数	年2回	

コーポレートガバナンス

役員報酬

アルバックの各取締役の報酬の決定方針としては、各取締役の当社単体の単年度の業績に対する職責のみならず、当社グループの企業価値の持続的な向上に対する職責を考慮するとともに、それぞれの職責に応じた寄与度も適切に反映するべく、複数の報酬要素を組み合わせて評価することとしており、各取締役の報酬が客観的に適正な水準となるようにしています。

取締役の個人別の報酬等は、上述のように、その報酬基準や社内取締役の個々の評価について、指名報酬等委員会が、取締役会より諮問される原案を、当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に照らして総合的に検証及び検討した上で取締役会に答申しており、取締役会がその答申内容を尊重して決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会の実効性評価

アルバックでは、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、各取締役及び各監査役に対して、年次の自己評価を実施しています。

回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保し、外部機関からの集計結果の報告を踏まえた上で、取締役会において分析、評価を実施しております。

2023年度の当社取締役会の実効性についての分析、評価の結果、当社取締役会の実効性は確保されていると判断しておりますが、事業ポートフォリオ等に関する議論の充実等の提言もなされておりますので、これらの提言も考慮して、引き続き継続的な実効性の向上に努めていきます。

社外役員の選任方針

アルバックは、取締役会における多角的な議論を実現してその実効性を高めるよう、その構成にあたっては、知識・経験・能力等のバランスや多様性、規模の適正を考慮しています。こうした視点を踏まえ、取締役会において、取締役候補者の選任を慎重に行っています。また、取締役会の規模についても、意思決定の迅速性の観点を踏まえ、適正な人数となるように努めています。

社外役員の選任基準	アルバックにおける社外取締役及び社外監査役の選任基準は、諸法令で定められる基準のみならず、企業経営者としての経験や法律や会計等の専門的知識など、社外役員としての有益な意見を期待しうる資質を重視し、かつ、公平性の観点から、当社との利害関係の有無を総合的に考慮しております。また、独立社外取締役の選任については、その意見の公正を担保すべく、当社にて定める独立性判定基準に従っております。
-----------	---

社内取締役の報酬の構成
基本報酬
役位毎の報酬基準に従って毎月定額で支給される固定報酬
年次業績連動報酬
毎事業年度の業績向上に努める意識を高めることを主な目的として、単体営業利益率等の実績を算定指標として各取締役の寄与度や職責達成度の評価を加味して決定
株式報酬
当社グループの中長期的な業績と企業価値増大に貢献する意識を高めることを主な目的として、中期経営計画における一事業年度の連結営業利益額の業績目標に対する実績の達成度を算定指標として役位毎に設定される基準に基づいて決定

2023年度における社外役員の主な活動状況

社外役員氏名	社外役員の選任理由	出席状況及び発言状況
西 啓介	特にリスクマネジメントを中心とした豊富な経験と幅広い見識を活かした有益な意見をいただくため	当年度開催の取締役会13回全てに出席し、他社における国内外の経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
内田 憲男	特に国際的な営業活動を中心とした豊富な経験と幅広い見識を活かした有益な意見をいただくため	当年度開催の取締役会13回全てに出席し、他社における国内外の経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
石田 耕三	特に研究開発を中心とした豊富な経験と幅広い見識を活かした有益な意見をいただくため	当年度開催の取締役会13回全てに出席し、他社における国内外の経営者としての豊富な経験と技術的な専門知識を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
中島 好美	特に国際的な営業活動を中心とした豊富な経験と幅広い見識を活かした有益な意見をいただくため	当年度開催の取締役会13回全てに出席し、他社における国内外の経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
浅田 千秋	弁護士としての経験及び専門的な知識を活かした有益なご意見をいただくため	当年度開催の取締役会3回及び監査役会5回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
宇都宮 功	税理士としての経験及び専門的な知識を活かした有益なご意見をいただくため	当年度開催の取締役会13回及び監査役会19回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
本田 宗哉	弁護士としての経験と専門的な知識を活かした有益なご意見をいただくため	当年度開催の取締役会10回及び監査役会に14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

注1：監査役浅田千秋氏は、2023年9月28日開催の定時株主総会終結時点で退任しております。
注2：監査役本田宗哉氏は、2023年9月28日開催の定時株主総会において選任されております。

監査の実効性確保の取り組み

2023年度において監査役会は19回開催されており、取締役会議案を含む監査に関する重要な事項についての報告と協議を行っています。監査役は、監査役会での協議及び個々の監査役の知見をもとに、取締役会の場に限らず随時適切に当社取締役に提言を行っています。また、監査役が取締役、監査室並びに会計監査人と定期的に意見交換する場を保障し、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐にわたる事項について意見交換をしています。加えて、監査役が監査に必要な情報についてこれを提供するとともに、当該情報取得の保障の観点から必要な会議への出席を保障しています。

取締役・監査役のトレーニング方針

アルバックは、取締役・監査役が十分に期待される役割・責務を適切に果たすために必要と考えられるトレーニングの機会を適切に提供しております。

新任社外取締役については、アルバックグループへの理解を深めることを目的として、経営戦略、財務状態、経営課題、その他重要な事項について説明を行うとともに、事業拠点への視察等を通じて知識・知見を習得する機会を適宜設けています。

また、新任監査役については、監査役の要望を受け、新任取締役に準じたトレーニングの機会を提供しております。就任後については、取締役会は取締役・監査役に対し、毎年各事業の事業戦略、経営課題等について説明の機会を設けている他、取締役・監査役ともにその職責を果たすために必要と認められるトレーニングについての費用負担等の会社としての支援も行うこととし、その自己研鑽を奨励することとしております。これらのトレーニングの機会の提供は継続的に見直しを行い、必要に応じて更新を行うものとしております。